

網走家畜衛生情報

令和7年度(2025年度) 第7号(7月号外②) 北海道網走家畜保健衛生所

EU等向け牛肉輸出に関する規制について

「エストラジオール」は、主に雌牛に人工授精を行う際の発情誘起や発情同期化、繁殖障害の治療薬として承認されている薬剤で、国内で広く使用されています（牛に使用できるものは3製剤が承認）。

令和7年(2025年)6月23日以降、出生からと畜までの間に本剤を投与された牛に由来する牛肉は、英国・欧州連合・スイス・リヒテンシュタイン及びノルウェーへの輸出ができなくなりましたのでご注意ください。

つきましては、産業動物獣医師の皆様方におかれましては、今後本剤の取扱について以下のとおりご協力をお願いします。

産業動物獣医師の皆様へお願い

- ☆ EU等への牛肉輸出を理由に、エストラジオールの使用の有無について農場から照会があった場合は、診療簿の写しを提供又は提示すること
- ☆ EU等への牛肉輸出を理由に、農場からエストラジオール不使用に係る合意書の締結を求められた際は、内容を確認の上、署名を行うこと
- ☆ 牛肉（特に経産牛由来）を輸出している農場に携わっている獣医師は、本剤の取扱に十分注意すること

なお、不明な点があれば当所までお問い合わせください。